

令和 5 年 3 月

第 2 1 回 定例会 議案

西 宮 市

第21回（3月）定例会提案事件表

- 1 議案第578号 西宮市情報公開条例の一部を改正する条例制定の件
 - 2 議案第579号 西宮市個人情報保護条例制定の件
 - 3 議案第580号 議会議員その他非常勤職員公務災害補償等に関する条例及び西宮市
附属機関条例の一部を改正する条例制定の件
 - 4 議案第581号 西宮市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定の件
 - 5 議案第582号 西宮市市民ホール条例の一部を改正する条例制定の件
 - 6 議案第583号 西宮市納骨堂条例の一部を改正する条例制定の件
 - 7 議案第584号 西宮市墓地条例の一部を改正する条例制定の件
 - 8 議案第585号 西宮市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等
を定める条例の一部を改正する条例制定の件
 - 9 議案第586号 西宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例制定の件
 - 10 議案第587号 西宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例制定の件
 - 11 議案第588号 西宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
 - 12 議案第589号 保育所用地等の確保の促進のための固定資産税及び都市計画税の課
税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の件
 - 13 議案第590号 西宮市認定こども園の認定等の要件を定める条例の一部を改正する
条例制定の件
 - 14 議案第591号 西宮市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例制定の件
 - 15 議案第592号 西宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
 - 16 議案第593号 西宮市手数料条例の一部を改正する条例制定の件
- 別冊
- 17 議案第594号 令和5年度西宮市一般会計予算
 - 18 議案第595号 令和5年度西宮市国民健康保険特別会計予算
 - 19 議案第596号 令和5年度西宮市食肉センター特別会計予算
 - 20 議案第597号 令和5年度西宮市公共用地買収事業特別会計予算
 - 21 議案第598号 令和5年度西宮市介護保険特別会計予算
 - 22 議案第599号 令和5年度西宮市後期高齢者医療事業特別会計予算
 - 23 議案第600号 令和5年度西宮市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
 - 24 議案第601号 令和5年度西宮市鳴尾外財産区特別会計予算
 - 25 議案第602号 令和5年度西宮市集合支払費特別会計予算
 - 26 議案第603号 令和5年度西宮市水道事業会計予算

- 27 議案第 6 0 4 号 令和 5 年度西宮市工業用水道事業会計予算
 - 28 議案第 6 0 5 号 令和 5 年度西宮市下水道事業会計予算
 - 29 議案第 6 0 6 号 令和 5 年度西宮市病院事業会計予算
 - 30 議案第 6 0 7 号 令和 5 年度包括外部監査契約締結の件
 - 31 議案第 6 0 8 号 債権の放棄の件（災害援護資金貸付金の貸付債権）
 - 32 議案第 6 0 9 号 訴え提起の件（市営住宅等明渡し等請求事件）
 - 33 議案第 6 1 0 号 損害賠償の額の決定の件（歩道から水路に転落したことによる人身事故）
 - 34 議案第 6 1 1 号 工事請負契約変更の件（津門保育所・津門児童館改築工事）
 - 35 議案第 6 1 2 号 工事請負契約変更の件（段上小学校大規模改修他工事）
 - 36 議案第 6 1 3 号 工事請負契約変更の件（瓦木中学校校舎改築他工事）
 - 37 報告第 1 3 6 号 処分報告の件 { [和解の件（歩道から水路に転落したことによる人身事故）] 専決処分 }
 - 38 報告第 1 3 7 号 処分報告の件（市長の専決処分事項の指定に基づく専決処分）
- 別冊
- 39 報告監第 6 号 現金出納検査結果報告（令和 4 年 9 月分～11 月分）
 - 40 報告監第 7 号 監査結果報告（令和 4 年度第 3 回）
 - 41 報告外監第 1 号 令和 4 年度包括外部監査結果報告

西宮市情報公開条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市情報公開条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 17 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市情報公開条例の一部を改正する条例

西宮市情報公開条例（昭和 61 年西宮市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の見出しを「（公開請求権）」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 この条例に基づく公文書の公開を請求する権利は、これを濫用してはならない。

第 10 条の見出し中「手続」を「手続等」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 実施機関は、請求書に記載された前項第 2 号に掲げる事項によつては、公文書を特定することができないと認めるときは、請求者に対し、これが容易にできるよう、相当の期間を定めて補正を求めることができる。

第 10 条に次の 1 項を加える。

3 実施機関は、公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、当該公文書の公開を実施することにより、当該実施機関の所掌事務の遂行に著しい支障が生ずると認めるときは、請求者に対し、公開請求を合理的な時期に分けて行うことその他の方法による請求を行うよう求めることができる。

第 10 条の次に次の 1 条を加える。

（濫用請求等への対応）

第 10 条の 2 実施機関は、次のいずれかに該当するときは、当該公開請求を拒否するこ

とができる。

(1) 公開請求が権利の濫用に該当するとき。

(2) 前条第2項の規定による補正の求めに対し、請求者が同項の期間内にこれに応じなかつたとき。

(3) 前条第3項の規定による求めに対し、請求者が合理的な理由なくこれに応じない場合であつて、当該公開請求の目的が不当であると認められるとき。

2 実施機関は、前項の規定により公開請求を拒否したときは、その旨を西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号）別表に規定する西宮市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に報告しなければならない。

第11条第1項中「第9条」の次に「又は前条第1項」を加え、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第1項の場合において、」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 実施機関は、公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、前2項の期間内に公開決定等を行うことにより、所掌事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるときは、前2項の規定にかかわらず、請求書を受理した日から相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、速やかに、当該相当の期間及び理由を請求者に通知しなければならない。

第12条第2項中「次条第1項」を「次条」に改める。

第13条の見出し中「実施」を「実施等」に改め、同条に次の2項を加える。

3 公開決定の通知を受けた請求者は、当該公開決定に係る公文書の公開が速やかに行われるよう必要な協力をしなければならない。

4 請求者が合理的な理由なく前項に規定する必要な協力を行わない場合であつて、当該公開決定の通知を受けた日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該公開決定は、その効力を失う。

第15条第3項中「西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号）別表に規定する西宮市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）」を「審査会」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第10条第2項及び第3項、第10条の2、第11条第1項及び第3項並びに第13条第4項の規定は、この条例の施行の日以後になされた公開請求について適用し、同日前になされた公開請求については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、現に改正前の第15条第3項の規定により、西宮市個人情報保護条例（令和4年西宮市条例第 号）付則第4条の規定による改正前の西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号）別表に規定する西宮市情報公開・個人情報保護審査会が諮問を受けている事項は、同条の規定による改正後の西宮市附属機関条例別表に規定する西宮市情報公開審査会に諮問されたものとみなす。

（参考1）

○提案理由

権利の濫用に当たる請求等に適正に対処し、情報公開制度の適正な運営等を確保するため。

（参考2）

○西宮市情報公開条例（現行抄）

（請求権者）

第5条

（公開請求の手続）

第10条

2 公開請求をする者は、実施機関が公文書の特定を容易にできるよう必要な協力をしなければならない。

（公開の決定及び通知）

第11条 実施機関は、請求書を受理した日から起算して15日以内に、公文書の公開をするか否かの決定（第9条の規定により公開請求を拒否する決定及び公開請求に係る公文書を保有していないことを理由とする公開請求を拒否する決定を含む。以下「公開決定等」という。）を行い、請求者に対し、当該公開決定等の内容を速やかに書面で通知しなければならない。

3 第1項の場合において、実施機関が公文書の公開をしないことの決定を行った旨の通知をするときは、その理由及び当該公文書に記録されている情報が非公開情報に該当しなくなる時期をあらかじめ明示することができるときは、その時期を付記しなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第12条

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開する決定（次項、次条第1項及び第16条において「公開決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であつて、当該情報が第6条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第8条の規定により公開しようとするとき。

（公開の実施）

第13条

（審査請求）

第15条

3 実施機関は、第1項の審査請求が明らかに不適法であるときを除き、遅滞なく西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号）別表に規定する西宮市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

西宮市個人情報保護条例制定の件

西宮市個人情報保護条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 1 7 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市個人情報保護条例

西宮市個人情報保護条例（平成 1 5 年西宮市条例第 2 4 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、本市における個人情報の取扱いに関する基本理念及び個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、この条例で定義するものを除くほか、法で使用する用語の例による。

（基本理念）

第 3 条 本市において、個人情報の利用が拡大していることに鑑み、個人情報の取扱いについては、個人の権利利益を保護し、基本的人権を擁護することを基本理念として、法の趣旨を踏まえた適正な運用を行わなければならない。

（苦情の処理）

第 4 条 実施機関（西宮市情報公開条例（昭和 6 1 年西宮市条例第 2 2 号）第 2 条第 1 号

に規定する実施機関（議会を除く。）及び財産区をいう。以下同じ。）は、当該実施機関が行う保有個人情報の取扱いに関する苦情の申出があったときは、迅速かつ適切な処理に努めなければならない。

（運用状況の公表）

第5条 市長は、開示請求等の状況その他個人情報の取扱いの状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

（市長の調整）

第6条 市長は、市長以外の実施機関に対し、保有個人情報の取扱いに関し、報告を求め、又は指導若しくは助言を行うことができる。

（開示請求書の記載事項）

第7条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第23条各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載するものとする。

（開示手数料の不徴収及び費用負担）

第8条 法第89条第2項に規定する手数料は、徴収しない。

2 法第87条第1項の規定により写し等の交付を受ける者は、実施機関が定めるところにより、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

（審査請求をすべき行政庁の特例）

第9条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服のある者は、当該開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等をし、又はすべきであった実施機関に対し、審査請求をすることができる。

（審査請求があったときの審議会への諮問等）

第10条 前条の審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により、西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号）別表に規定する西宮市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。

2 審議会は、必要があると認めるときは、前項の規定による諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）に対し、開示決定等（開示請求に係る保有個人情報を保有してい

ないことを理由とする開示請求を拒否する決定を除く。第4項において同じ。）、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

3 諮問庁は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

4 審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る保有個人情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

(審議会への諮問又は報告)

第11条 実施機関は、次に掲げる場合（専ら法の解釈運用により対応する場合を除く。）において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴き、又は報告することが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問し、又は報告することができる。

(1) 法第3章第3節の施策を講ずる場合

(2) 本市の個人情報保護制度の運営に関する重要事項を実施する場合

(3) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により意見を聴く場合

(4) この条例を改正し、又は廃止しようとする場合

(5) 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(開示請求等に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の西宮市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）の規定によりなされた開示請求、訂正請求及び利用停止請求並びにこれらに係る審査請求については、なお従前の例による。この場合において、なお従前の例によることとされる審査請求に対する旧条例第44条の規定の適用については、同条第3項中「西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号）別表に規定する西宮市情報公開・個人情報保護審査会」とあるのは、「西宮市個人情報保護条例（令和4年西宮市条例第 号）付則第4条の規定による改正後の西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号）別表に規定する西宮市情報公開審査会」とする。

2 この条例の施行の際、現に旧条例第44条第3項の規定により、付則第4条の規定による改正前の西宮市附属機関条例（以下「旧附属機関条例」という。）別表に規定する西宮市情報公開・個人情報保護審査会が諮問を受けている事項は、前項の規定によりなお従前の例によることとされる旧条例第44条第3項の規定により、付則第4条の規定による改正後の西宮市附属機関条例（以下「新附属機関条例」という。）別表に規定する西宮市情報公開審査会（以下「西宮市情報公開審査会」という。）に諮問されたものとみなす。

3 西宮市情報公開審査会が第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧条例第44条第3項の規定による諮問を受けたとき（前項の規定により諮問されたものとみなされる場合を含む。）は、当該諮問に応じた審査を担当する権限を有するものとする。
（罰則に関する経過措置）

第3条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（西宮市附属機関条例の一部改正）

第4条 西宮市附属機関条例の一部を次のように改正する。

別表中

「

西宮市情報公開・個人情報保護審査会	西宮市情報公開条例（昭和61年西宮市条例第22号）第15条第3項又は西宮市個人情報保護条例（平成15年西宮市条例第24号）第44条第3項	5人	情報公開制度及び個人情報保護制度に関し優れた識見
-------------------	--	----	--------------------------

	の諮問に応じた審査並びに情報公開制度についての重要事項の調査及び審議		を有する者
--	------------------------------------	--	-------

」

を

「

西宮市情報公開審査会	西宮市情報公開条例（昭和61年西宮市条例第22号）第15条第3項の諮問に応じた審査等並びに情報公開制度についての重要事項の調査及び審議	5人	情報公開制度に関し優れた識見を有する者
------------	---	----	---------------------

」

に改め、同表市長の部に次のように加える。

行政不服審査法第81条第1項及び地方自治法第138条の4第3項	西宮市個人情報保護審議会	西宮市個人情報保護条例（令和4年西宮市条例第 号）第10条第1項の諮問に応じた審査並びに同条例第11条の諮問等に応じた調査及び審議並びに西宮市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年西宮市条例第 号）第45条第1項の諮問に応じた審査並びに同条例第50条の諮問に応じた調査及び審議	5人	個人情報保護制度に関し優れた識見を有する者
---------------------------------	--------------	--	----	-----------------------

（西宮市附属機関条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 旧附属機関条例の規定により行った西宮市情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱及び再任その他の行為は、新附属機関条例の相当規定により西宮市情報公開審査会についてなされたものとみなす。

2 この条例の施行の際、現に旧附属機関条例に基づく西宮市情報公開・個人情報保護審査会の会長である者及び副会長である者は、新附属機関条例第3条第1項の規定により西宮市情報公開審査会の委員により互選されたものとみなす。

3 旧条例の規定により行った西宮市個人情報保護審議会の委員の委嘱及び再任その他の行為は、新附属機関条例の相当規定により西宮市個人情報保護審議会についてなされた

ものとみなす。

- 4 この条例の施行の際、現に旧条例に基づく西宮市個人情報保護審議会の会長である者及び副会長である者は、新附属機関条例第3条第1項の規定により西宮市個人情報保護審議会の委員により互選されたものとみなす。

(参考)

○提案理由

個人情報保護制度が国制度へ一元化されることに伴い、所要の規定の整備を行うため。

議会議員その他非常勤職員公務災害補償等に関する条例及び西宮市附属機関条例の一部を改正する条例制定の件

議会議員その他非常勤職員公務災害補償等に関する条例及び西宮市附属機関条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月17日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

議会議員その他非常勤職員公務災害補償等に関する条例及び西宮市附属機関条例の一部を改正する条例

(議会議員その他非常勤職員公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第1条 議会議員その他非常勤職員公務災害補償等に関する条例(昭和42年西宮市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「および」を「及び」に改め、同条第2項中「または」を「又は」に、「公務災害補償等認定委員会(以下「認定委員会」という。)」を「西宮市附属機関条例(平成25年西宮市条例第3号)別表に規定する西宮市公務災害補償等認定委員会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第4条の2を削る。

第23条第1項中「行なう」を「行う」に、「または」を「又は」に、「公務災害補償等審査会」を「西宮市附属機関条例別表に規定する西宮市公務災害補償等審査会」に

改め、同条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に、「行ない」を「行い」に、「および」を「及び」に改める。

第24条を次のように改める。

第24条 削除

(西宮市附属機関条例の一部改正)

第2条 西宮市附属機関条例(平成25年西宮市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第28条の8の次に次の2条を加える。

(西宮市公務災害補償等認定委員会の特例)

第28条の9 第2条第3項の規定にかかわらず、西宮市公務災害補償等認定委員会(以下この条において「委員会」という。)の委員の任期は、3年とする。

2 第2条第4項の規定は、委員会の委員には、適用しない。

3 委員会における第3条第1項から第4項までの規定の適用については、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、同条第1項、第3項及び第4項ただし書中「副会長」とあるのは「副委員長」とする。

(西宮市公務災害補償等審査会の特例)

第28条の10 第2条第3項の規定にかかわらず、西宮市公務災害補償等審査会(以下この条において「審査会」という。)の委員の任期は、3年とする。

2 第2条第4項の規定は、審査会の委員には、適用しない。

別表市長の部地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の款に次のように加える。

西宮市公務災害補償等認定委員会	議会議員その他非常勤職員公務災害補償等に関する条例(昭和42年西宮市条例第16号)第3条第2項の規定による諮問に応じた審査	5人	学識経験者
西宮市公務災害補償等審査会	議会議員その他非常勤職員公務災害補償等に関する条例第23条第1項に規定する審査申立ての審査	3人	学識経験者

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正前の議会議員その他非常勤職員公務災害補償等に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により行った公務災害補償等認定委員会又は公務災害補償等審査会の委員の委嘱及び再任その他の行為は、それぞれ第2条の規定による改正後の西宮市附属機関条例（以下「改正後の附属機関条例」という。）の相当規定により西宮市公務災害補償等認定委員会又は西宮市公務災害補償等審査会についてなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際、現に旧条例に基づく公務災害補償等認定委員会の委員長である者及び副委員長である者並びに公務災害補償等審査会の会長である者及び副会長である者は、それぞれ改正後の附属機関条例第3条第1項の規定により西宮市公務災害補償等認定委員会又は西宮市公務災害補償等審査会の委員により互選されたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際、現に旧条例第3条第2項の規定により公務災害補償等認定委員会が諮問を受けている事項は、第1条の規定による改正後の議会議員その他非常勤職員公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）第3条第2項の規定により西宮市公務災害補償等認定委員会に諮問されたものとみなす。
- 5 この条例の施行の際、現に旧条例第23条第1項の規定により公務災害補償等審査会が審査の申立てを受けている事項は、新条例第23条第1項の規定により西宮市公務災害補償等審査会が審査の申立てを受けたものとみなす。
- 6 この条例の施行の日から令和7年11月24日までの間に、西宮市公務災害補償等審査会の委員に委嘱された者（第2項の規定により委嘱されたものとみなされる者を含む。）の任期は、改正後の附属機関条例第2条第5項及び第28条の10第1項の規定にかかわらず、同日までとする。

(参考1)

○提案理由

公務災害補償等認定委員会等の委員に関する規定の見直しに伴い、所要の整備を行うため。

(参考2)

○議会議員その他非常勤職員公務災害補償等に関する 条例（現行抄）

（実施機関）

第3条 次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる機関（以下「実施機関」という。）は、この条例で定める補償の実施の責めに任ずる。

(2) 執行機関たる委員会の非常勤の委員および非常勤の監査委員 市長

2 実施機関は、災害が公務または通勤により生じたものであるかどうかの認定をしようとするときは、あらかじめ公務災害補償等認定委員会（以下「認定委員会」という。）の意見をきかなければならない。

（認定委員会）

第4条 西宮市に市長の附属機関として認定委員会を置く。

2 認定委員会は、委員5人をもつて構成する。

3 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が任命する。

4 委員の任期は、3年とする。

5 委員は、2回を限度として再任することができる。

6 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（認定委員会の運営）

第4条の2 認定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は、認定委員会において、委員の互選により定める。

2 委員長は、認定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 認定委員会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。ただし、委員長及び副委員長を互選する会議は、市長が招集する。

5 認定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 認定委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

7 前各項に定めるもののほか、認定委員会の運営に関し必要な事項は、認定委員会が定める。

（審査）

第23条 実施機関の行なう公務上の災害または通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施について不服がある者は、公務災害補償等審査会（以下「審査会」という。）に対し、審査を申し立てることができる。

2 前項の申立てがあつたときは、審査会は、すみやかにこれを審査して裁定を行ない、これを本人およびその者に係る実施機関に通知しなければならない。

（審査会）

第24条 西宮市に市長の付属機関として審査会を置く。

2 審査会は、委員3人をもつて構成する。

3 第4条第3項から第6項まで及び第4条の2の規定は、審査会について準用する。この場合において、第4条の2中「認定委員会」とあるのは「審査会」と、「委員長」とあるのは「会長」と、「副委員長」とあるのは「副会長」と読み替えるものとする。

西宮市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 17 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市企業立地促進条例の一部を改正する条例

西宮市企業立地促進条例（平成 24 年西宮市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

付則第 2 項及び第 3 項中「平成 35 年 3 月 31 日」を「令和 10 年 3 月 31 日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参考 1)

○提案理由

企業立地奨励金制度を継続実施するため。

(参考 2)

○西宮市企業立地促進条例（現行抄）

付 則

- 2 この条例は、平成 3 5 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。
- 3 平成 3 5 年 3 月 3 1 日以前に対象事業所の操業を開始した指定事業者については、この条例の規定は、前項の規定にかかわらず、同日後も、なおその効力を有する。

西宮市市民ホール条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市市民ホール条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 1 7 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市市民ホール条例の一部を改正する条例

西宮市市民ホール条例（昭和 4 1 年西宮市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。
別表西宮市フレンテホール基本使用料の部に次のように加える。

多目的スペース	—	—	—	—	—	5, 6 0 0 円
---------	---	---	---	---	---	------------

付 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の西宮市市民ホール条例の規定による西宮市フレンテホールの使用の許可その他これを使用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

(参考)

○提案理由

西宮市フレンテホールに多目的スペースを新設するため。

西宮市納骨堂条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市納骨堂条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 17 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市納骨堂条例の一部を改正する条例

西宮市納骨堂条例（平成 2 年西宮市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

西宮市立納骨堂条例

第 15 条から第 17 条までを削り、第 18 条を第 15 条とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参考 1)

○提案理由

納骨堂の管理運営を市が直営で行っていることについて、所要の規定の整備を行うため。

(参考 2)

○西宮市納骨堂条例（現行抄）

（指定管理者）

第15条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者に納骨堂の管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第16条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第5条に規定する納骨堂の使用の許可に係る申請の受理に関する事務を行うこと。
- (2) 第6条に規定する納骨堂の使用期間の更新に係る申請の受理に関する事務を行うこと。
- (3) 第7条に規定する収蔵の届出に関する事務を行うこと。
- (4) 第8条に規定する納骨堂の使用の承継に係る申請の受理に関する事務を行うこと。
- (5) 第9条に規定する納骨壇の返還に関する事務を行うこと。
- (6) 納骨堂の使用者の募集に関する事務を行うこと。
- (7) 納骨堂の施設及び設備の維持管理を行うこと。
- (8) その他納骨堂設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務

（指定管理者が行う管理の基準）

第17条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定を遵守し、適正な管理運営を行わなければならない。

西宮市墓地条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市墓地条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 17 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市墓地条例の一部を改正する条例

西宮市墓地条例（平成 2 年西宮市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

西宮市立墓地条例

題名の次に次の章名を付する。

第 1 章 総則

第 1 条を次のように改める。

（設置）

第 1 条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号。以下「法」という。）の規定による埋葬及び焼骨の埋蔵等を行うための施設として、西宮市立墓地を設置する。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（定義）

第 1 条の 2 この条例における用語の意義は、この条例で定義するものを除くほか、法の例による。

第 2 条中「墓地」を「西宮市立墓地」に改め、同条の次に次の 1 条及び章名を加える。

（西宮市立墓地の施設）

第2条の2 西宮市立墓地（西宮市立白水峡公園墓地を除く。）に置く施設は、一般墓地（墳墓を設けるために区画された土地をいう。以下同じ。）とする。

2 西宮市立白水峡公園墓地に置く施設は、一般墓地及び合葬式墓地（焼骨を共同で埋蔵する墳墓をいう。以下同じ。）とする。

第2章 一般墓地

第3条を次のように改める。

（使用目的）

第3条 一般墓地は、墳墓を設ける目的以外の目的に使用してはならない。ただし、第9条の2の規定による届出をし、又は第9条の3若しくは第9条の4の規定により許可を受けたときは、この限りでない。

2 西宮市立白水峡公園墓地においては、死体を埋葬してはならない。

第4条第1項中「墓地」を「一般墓地」に、「得なければ」を「受けなければ」に改め、同条第2項中「要件に」を「要件のいずれにも」に改め、同条第3項中「第1項の許可を行う際」を「一般墓地の管理運営上必要があると認めるときは、第1項の許可に際し」に改める。

第5条第1項中「墓地の使用許可」を「前条第1項の許可」に改め、「以下」の次に「この章において」を加え、同条第2項中「使用許可面積」を「許可面積」に改める。

第6条第1項中「得て」を「受けて」に改め、同条第3項中「第4条の使用許可」を「第4条第1項の許可（前条第1項の規定による追加使用の許可を受けていた場合は、当該許可を含む。）」に改める。

第8条第1項中「墓地」を「一般墓地」に改める。

第9条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に、「墓地」を「一般墓地」に改め、同条第4号中「墓地」を「一般墓地」に改め、「使用したとき」の次に「（第3条第1項ただし書の規定に該当する場合を除く。）」を加え、同条第6号を次のように改める。

(6) 虚偽の申請その他不正な手段により使用許可を受けたとき。

第9条第7号中「又はこれに基づく命令」を「の規定」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

(7) 使用許可に付された条件に違反したとき。

第9条の3第1項中「得なければ」を「受けなければ」に改め、同条第3項中「墓地」を「一般墓地」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(一時使用の許可)

第9条の4 一般墓地を一時的に使用しようとする者は、市長に申請し、許可を受けなければならない。

第10条中「墓地の使用料は、別表第2」を「一般墓地の使用料は、別表第2」に改め、同条ただし書中「西宮市立白水峡公園墓地の」の次に「一般墓地の」を、「応じ、」の次に「それぞれ」を、「率を」の次に「当該額に」を加える。

第11条及び第12条中「墓地」を「一般墓地」に改める。

第13条を削る。

第14条中「、一時使用料及び追加使用料等は、」を「及び一時使用料は、それぞれの」に改め、「それぞれ」を削り、同条を第13条とする。

第15条中「、一時使用料及び追加使用料等」を「及び一時使用料」に、「第13条」を「第12条」に改め、同条を第14条とする。

第16条第1項中「又は第9条第1項第1号若しくは第2号の規定により使用許可が取り消されたとき」を「(第9条第3号から第8号までのいずれかに該当して使用許可を取り消された場合を除く。)」に、「、管理料及び追加使用料等」を「及び管理料」に改め、同条を第15条とする。

第15条の次に次の章名及び1条を加える。

第3章 合葬式墓地

(合葬式墓地の施設)

第16条 合葬式墓地に、合葬室、一時安置室及び記名板を置く。

第17条を次のように改める。

(合葬室の使用許可等)

第17条 合葬室を使用しようとする者は、市長に申請し、使用の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による申請を行うことができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 本市に住所を有する者であつて、埋蔵しようとする焼骨を所持しているもの又は自

身の焼骨の埋蔵を希望するもの（規則で定める者に限る。第3号において同じ。）

(2) 死亡時に本市に住所を有していた者の焼骨を所持している者

(3) 一般墓地又は納骨堂（西宮市立納骨堂条例（平成2年西宮市条例第34号）第1条に規定する納骨堂をいう。以下同じ。）の使用者であつて、当該一般墓地に埋蔵し、若しくは当該納骨堂に収蔵している焼骨を改葬しようとするもの又は自身の焼骨の埋蔵を希望するもの

(4) その他市長が認める者

3 第1項の規定による申請を行う者が一般墓地又は納骨堂の使用者であるときは、当該申請の際に、一般墓地の使用者にあつては一般墓地の返還を、納骨堂の使用者にあつては納骨壇の返還を、一般墓地及び納骨堂の使用者にあつては一般墓地及び納骨壇の返還を行わなければならない。

4 市長は、合葬式墓地の管理運営上必要があると認めるときは、第1項の許可に際し、条件を付すことができる。

第17条の次に次の11条及び章名を加える。

（一時安置室の使用許可等）

第17条の2 一時安置室を使用しようとする者は、前条第1項の規定による申請と併せて市長に申請し、使用の許可を受けなければならない。

2 市長は、前条第1項の許可を受けた者（規則で定める者を除く。）に限り、前項の許可をすることができる。

3 一時安置室の使用期間は、第1項の許可を受けた日から起算して10年間とする。

4 前項の使用期間を経過したときは、市長は、第1項の許可に係る焼骨を合葬室に埋蔵するものとする。

（埋蔵）

第17条の3 合葬式墓地に埋蔵することができる焼骨は、第17条第1項の許可に係る焼骨とする。

（記名板の使用許可）

第17条の4 記名板を使用しようとする者は、市長に申請し、使用の許可を受けなければならない。

2 市長は、第17条第1項の許可を受けた者に限り、前項の許可をすることができる。

(使用の承継)

第17条の5 合葬式墓地の使用者の地位は、承継することができない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が定める特別の事由があるときは、市長の承認を受けて、合葬式墓地の使用者の地位を承継することができる。

3 前項の規定により承継の承認を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

4 第2項の規定により承継の承認を受けた者は、第17条第1項、第17条の2第1項又は前条第1項の許可を受けたものとみなす。

(焼骨の返還等)

第17条の6 合葬式墓地に埋蔵された焼骨は、返還しない。ただし、一時安置室に埋蔵されている焼骨で、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 合葬式墓地の使用者は、合葬式墓地に焼骨が埋蔵されていない場合等であって、合葬式墓地を使用する必要がなくなったときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(使用許可の取消し)

第17条の7 市長は、第17条第1項、第17条の2第1項又は第17条の4第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、これを取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により許可を受けたとき。

(2) 許可に付された条件に違反したとき。

(3) この条例の規定に違反したとき。

2 第17条の2第1項の許可を受けた者が前項の規定によりその許可を取り消された場合であって、当該許可に係る焼骨が埋蔵されているときは、市長が指定する期日までに当該焼骨を引き取らなければならない。

(焼骨の改葬)

第17条の8 市長は、合葬式墓地の管理運営上、特に必要があるときは、合葬式墓地に埋蔵されている焼骨を改葬することができる。

(使用料)

第17条の9 合葬式墓地の使用料は、別表第4のとおりとする。

(使用料の納付)

第17条の10 前条に規定する使用料は、それぞれの許可の際に納付しなければならない。

(使用料の減免)

第17条の11 市長は、特別の事由があると認めるときは、第17条の9に規定する使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第17条の12 既に納付した第17条の9に規定する使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その一部を還付することができる。

第4章 雑則

第19条中「墓地」を「西宮市立墓地」に改め、「西宮市立甲山墓園」の次に「及び西宮市立白水峡公園墓地」を加える。

第20条第1号中「及び第5条」を「、第5条、第17条、第17条の2及び第17条の4」に改め、「墓地の」を削り、同条第2号中「第6条」の次に「及び第17条の5」を加え、「墓地の」を削り、同条第3号中「墓地」を「一般墓地」に改め、同条第6号中「墓地」を「西宮市立墓地」に改め、同条第9号中「墓地」を「西宮市立墓地」に改め、同号を同条第12号とし、同条第8号中「墓地」を「西宮市立墓地」に改め、同号を同条第11号とし、同条第7号の次に次の3号を加える。

(8) 合葬式墓地への焼骨の埋蔵に関する事務を行うこと。

(9) 記名板の整備に関する事務を行うこと。

(10) 第17条の6に規定する焼骨の返還に関する事務を行うこと。

別表第2中「、第13条」を削り、「その他の墓地」を「その他の一般墓地」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 第4条第1項の許可に係る使用料及び第5条第1項の規定による許可に係る使用料は、それぞれ許可を受けた面積について、この表の規定を適用して算定する。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4 (第17条の9関係)

区分		使用料 (1体につき)
合葬室	一時安置室を使用する場合	100,000円
	一時安置室を使用しない場合	50,000円
記名板		30,000円

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次条の規定及び付則第3条の規定（西宮市墓地整備基金条例（平成27年西宮市条例第20号）第2条第1号の改正規定（「第14条」を削る部分に限る。）に限る。）は、令和5年4月1日から施行する。

(準備規定)

第2条 改正後の西宮市立墓地条例の規定による合葬室、一時安置室及び記名板の使用の許可その他合葬式墓地を使用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

(西宮市墓地整備基金条例の一部改正)

第3条 西宮市墓地整備基金条例の一部を次のように改正する。

第1条中「墓地の」を「西宮市立墓地の」に改める。

第2条第1号中「西宮市墓地条例」を「西宮市立墓地条例」に改め、「第14条」を削り、「、一時使用料及び追加使用料等」を「及び一時使用料」に、「墓地の」を「西宮市立墓地の」に改める。

(参考 1)

○提案理由

市立白水峡公園墓地内に合葬式墓地を整備することに伴い、所要の規定の整備を行うため。

(参考 2)

○西宮市墓地条例（現行抄）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、西宮市立墓地（以下「墓地」という。）の設置及び管理について必要な事項を定める。

（名称及び位置）

第 2 条 墓地の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。

（使用目的）

第 3 条 墓地は、墳墓（死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいう。ただし、規則で定める事由により、死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵することができない場合にあつては、遺品を埋蔵する施設を含む。）を設ける目的以外の目的に使用してはならない。ただし、碑石、形像等を設けるための使用又は一時的な使用で、市長の許可を受けたものについては、この限りでない。

2 西宮市立白水峡公園墓地を墳墓として使用する場合は、死体を埋葬してはならない。

（使用許可等）

第 4 条 墓地を使用しようとする者は、市長に申請し、許可を得なければならない。

2 前項の規定による申請を行うことができる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 本市に住所を有する者

(2) 祭祀を主宰する者

3 市長は、第 1 項の許可を行う際、条件を付すことができる。

（追加使用）

第 5 条 市長は、墓地の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対して、当該使用場所の隣接地の追加使用を許可することができる。

2 前項の場合において、従前の使用許可面積と追加分の使用許可面積との合計面積は、10 平方メートルを超えることができない。

（使用の承継）

第 6 条 使用者が死亡その他の事由により使用できなくなったときは、当該使用者に代わって墳墓を管理すべき者は、市長の承認を得て使用を承継することができる。

3 第 1 項の規定により承継の承認を受けた者は、第 4 条の使用許可を受けたものとみなす。

（使用場所の変更等）

第 8 条 市長は、墓地の管理上又は市の事業執行上必要があるときは、使用場所を変更させ、又は返還させることができる。

（使用許可の取消し）

第 9 条 市長は、使用者が次の各号の一に該当するときは、墓地の使用許可を取り消すことができる。

- (4) 使用許可に係る目的以外の目的に墓地を使用したとき。
 - (6) 使用権を譲渡し、又は転貸する目的で使用許可を受けたと認めるとき。
 - (7) この条例又はこれに基づく命令に違反したとき。
- (工作物等の設置等の許可)

第9条の3 使用者は、墓石、碑石その他の工作物（以下「工作物」という。）を設置し、改修し、撤去し、若しくは移転するとき又は樹木を植栽し、撤去し、若しくは移植するときは、規則で定めるところにより、市長の許可を得なければならない。

3 工作物の構造、意匠等は、当該墓地の自然、環境、構造等と調和するものでなければならない。

(使用料)

第10条 墓地の使用料は、別表第2のとおりとする。ただし、西宮市立満池谷墓地、西宮市立甲山墓園及び西宮市立白水峡公園墓地の使用料は、同表に規定する額に、使用場所の位置及び方位に応じ、別表第3に掲げる率を乗じて得た額を加算した額とする。

(管理料)

第11条 墓地の管理料は、別表第2に規定する使用料の100分の10に相当する額とする。

(一時使用料)

第12条 墓地の一次的使用の使用料（以下「一時使用料」という。）は、使用面積が10平方メートルまでのときは、1日につき2,000円とし、10平方メートルを超えるときは、そのを超える面積1平方メートルまでごとに200円を加算する。

(追加使用料等)

第13条 第5条第1項の規定による追加使用の許可に係る墓地の使用料及び管理料（以下「追加使用料等」という。）は、当該追加分の面積につき第10条及び第11条の規定により算定した額とする。この場合において、別表第2の規定は、従前の使用許可面積と追加分の使用許可面積との合計面積の区分に応じ適用する。

(使用料等の納付)

第14条 第10条から前条までに規定する使用料、管理料、一時使用料及び追加使用料等は、許可の際にそれぞれ納付しなければならない。

(市外居住者の特例)

第15条 使用者が許可の際に本市に住所を有していない場合の使用料、管理料、一時使用料及び追加使用料等は、第10条から第13条までの規定により算定した額のそれぞれ100分の150に相当する額とする。

(使用料等の還付)

第16条 第7条第1項の規定により、使用者が使用場所の全部を返還したとき又は第9条第1項第1号若しくは第2号の規定により使用許可が取り消されたときは、規則で定めるところにより、既に納付した使用料、管理料及び追加使用料等を還付する。

(損害賠償)

第17条 故意又は過失により、墓地の施設等をき損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者)

第19条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者に墓地（西宮市立甲山墓園に限る。次条において同じ。）の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第20条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第4条及び第5条に規定する墓地の使用の許可に係る申請の受理に関する事務を行うこと。
- (2) 第6条に規定する墓地の使用の承継に係る申請の受理に関する事務を行うこと。
- (3) 第7条第1項に規定する墓地の返還に関する事務を行うこと。

- (6) 墓地の使用者の募集に関する事務を行うこと。
- (8) 墓地の施設及び設備の維持管理を行うこと。
- (9) その他墓地設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務

別表第2（第10条、第11条、第13条関係）

使用面積	西宮市立白水峡公園墓地	西宮市立満池谷墓地	その他の墓地
4平方メートル以下のもの	1平方メートルにつき 179,000円	西宮市立白水峡公園墓地の例により算定した額の100分の300に相当する額	西宮市立白水峡公園墓地の例により算定した額の100分の150に相当する額
4平方メートルを超え6平方メートル以下のもの	1平方メートルにつき 200,000円		
6平方メートルを超え10平方メートル以下のもの	1平方メートルにつき 222,000円		
10平方メートルを超えるもの	1平方メートルにつき、10平方メートルを超える面積を10で除して得た数（1未満の端数は切り上げる。）に22,000円を乗じて得た額に222,000円を加えた額		

西宮市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 17 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

西宮市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 30 年西宮市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 項を加える。

9 第 1 項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（西宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年西宮市条例第 15 号）第 6 条第 5 項に規定する家庭的保育事業所等をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者を、当該児童への保育に併せて従事させることができる。

第 6 条に次の 1 項を加える。

9 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児

を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者を、当該児童への保育に併せて従事させることができる。

第40条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第40条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第40条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項の規定による障害児の所在の確認（障害児の降車の際の確認に限る。）を行わなければならない。

第46条を次のように改める。

第46条 削除

第59条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者を、当該児童への保育に併せて従事させることができる。

第62条中「、第46条」を削る。

第67条に次の1項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者を、当該児童への保育に併せて従事させることができる。

第96条及び第101条中「第38条の2」の次に「、第40条の2、第40条の3第1項」を加える。

付 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の第40条の2（第58条、第62条、第76条、第83条、第84条、第88条、第96条及び第101条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第40条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第40条の3第2項（第58条、第62条、第76条、第83条、第84条及び第88条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において、改正後の第40条の3第2項の自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備えること及びこれを用いて同項の所在の確認を行うことにつき困難な事情があるときは、同項中「当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて」とあるのは、「ブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置の

設置及び使用に代わる措置を講じて」とする。

(参考 1)

○提案理由

省令の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため。

(参考 2)

○西宮市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営 に関する基準等を定める条例（現行抄）

（懲戒に係る権限の濫用禁止）

第46条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の長である管理者は、障害児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって、懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

（準用）

第62条 第4条、第7条及び第4節（第11条、第23条第1項及び第4項、第24条、第25条第1項、第31条、第33条、第46条並びに第51条第2項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

（準用）

第96条 第12条から第22条まで、第24条、第25条、第26条（第4項及び第5項を除く。）、第27条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条、第38条の2、第41条から第45条まで、第47条、第49条、第50条、第51条第1項、第52条から第54条まで及び第75条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第37条」とあるのは「第95条」と、第16条中「をいう。第37条第6号及び第51条第2項において同じ。」とあるのは「をいう。」と、第22条第2項ただし書中「次条」とあるのは「第94条」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第94条第2項」と、第26条第1項、第27条及び第54条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

（準用）

第101条 第12条から第22条まで、第24条、第25条、第26条（第4項及び第5項を除く。）、第27条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条、第38条の2、第41条、第43条から第45条まで、第47条、第49条、第50条、第51条第1項、第52条から第54条まで、第75条及び第93条から第95条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第37条」とあるのは「第101条において準用する第95条」と、第16条中「をいう。第37条第6号及び第51条第2項において同じ。」とあるのは「をいう。」と、第22条第2項ただし書中「次条」とあるのは「第101条において準用する第94条」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第101条において準用する第94条第2項」と、第26条

第1項、第27条及び第54条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第43条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と読み替えるものとする。

西宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月17日提出

西宮市長 石井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

西宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年西宮市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この条、次条第1項及び第15条第1項において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

- 2 保育所は、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項の規定による児童の所在の確認（児童の降車の際の確認に限る。）を行わなければならない。

第10条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第13条を次のように改める。

(業務継続計画の策定等)

第13条 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。
- 3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第14条第2項中「必要な措置を講ずるよう」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう」に改める。

第15条第1項中「（助産施設を除く。以下この項において同じ。）」を削り、「第10条」を「第10条第1項」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の第7条の2（保育所に係る部分を除く。）の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」とする。
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、保育所において、同項の自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備えること及びこれを用いて同項の所在の確認を行うことにつき困難な事情があるときは、同項中「当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて」とあるのは、「ブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置の設置及び使用に代わる措置を講じて」とする。

(参考 1)

○提案理由

省令の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため。

(参考 2)

○西宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（現行抄）

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第10条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。）を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

（懲戒に係る権限の濫用禁止）

第13条 児童福祉施設の長は、入所中の児童に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって、懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

（衛生管理等）

第14条

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（食事）

第15条 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第10条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

西宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 1 7 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

西宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年西宮市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「次条第 1 項」の次に「、第 8 条の 3 第 2 項」を加える。

第 8 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 8 条の 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項の規定による利用乳幼児の所在の確認（利用乳幼児の降車の際の確認に限る。）を行わなければならない。

第11条中「設置するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第15条第2項中「必要な措置を講ずるよう」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第8条の3第2項の

規定の適用については、家庭的保育事業者等において、同項の自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備えること及びこれを用いて同項の所在の確認を行うことにつき困難な事情があるときは、同項中「当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて」とあるのは、「ブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置の設置及び使用に代わる措置を講じて」とする。

(参考 1)

○提案理由

省令の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため。

(参考 2)

○西宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（現行抄）

（保育所等との連携）

第 7 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この項、次条第 1 項、第 15 条第 1 項及び第 2 項、第 16 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 17 条、第 18 条第 1 項から第 3 項まで並びに付則第 3 条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び当該家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項（国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。以下「特区法」という。）第 12 条の 4 第 1 項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業者（以下「国家戦略特別区域小規模保育事業者」という。）にあっては、第 1 号及び第 2 号に掲げる事項）に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第 17 条第 2 項第 3 号及び第 38 条第 5 号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。
- (3) 家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業を利用している乳幼児にあっては、第 43 条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号

及び第4項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第15条

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

西宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 17 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

西宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年西宮市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条ただし書を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定は、園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がないときは、この限りでない。

第 15 条ただし書を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定は、保育室等については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がないときは、この限りでない。

第 18 条を次のように改める。

（業務継続計画の策定等）

第 18 条 幼保連携型認定こども園は、感染症や非常災害の発生時において、園児の教育

及び保育を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。
- 3 幼保連携型認定こども園は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第23条第1項中「第15条」を「第15条第1項」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(参考1)

○提案理由

府令・省令の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため。

(参考2)

○西宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、 設備及び運営に関する基準を定める条例（現行抄）

（他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員の基準）

第10条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねることができる。ただし、園児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

（他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの設備の基準）

第15条 幼保連携型認定こども園は、その運用上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねることができる。ただし、保育室等については、この限りでない。

（懲戒に係る権限の濫用禁止）

第18条 園長は、児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関し園児の福祉のため必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

（食事の提供）

第23条 幼保連携型認定こども園において、保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法（第15条の規定により、当該

幼保連携型認定こども園の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により、食事の提供を行わなければならない。

保育所用地等の確保の促進のための固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の件

保育所用地等の確保の促進のための固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 17 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

保育所用地等の確保の促進のための固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

保育所用地等の確保の促進のための固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例（平成 28 年西宮市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「令和 7 年 12 月 31 日」を「令和 12 年 12 月 31 日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参考 1)

○提案理由

保育所用地等として賃貸した土地又は家屋に対する固定資産税及び都市計画税を一
定期間課税免除する制度につき、対象期間を延長するため。

(参考 2)

**○保育所用地等の確保の促進のための固定資産税及び
都市計画税の課税免除に関する条例（現行抄）**

（課税免除）

第 2 条 市長は、土地又は家屋（以下「土地等」という。）を有料で借り受けた者が平成 30 年
4 月 1 日から令和 7 年 1 2 月 3 1 日までの間に次の各号に掲げる認可を受け、当該土地等をそ
れぞれ当該各号に定める施設（以下「保育所等」という。）の用に供する場合は、当該土地等
であつて、規則で定めるものに対しては、保育所等の用に供した日の属する年の翌年の 1 月 1
日を賦課期日とする年度から 5 年度分の固定資産税及び都市計画税を課さない。

- (1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項に規定する認可 同法第 39 条
第 1 項に規定する保育所
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法
律第 77 号）第 17 条第 1 項に規定する認可 同法第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定
こども園

西宮市認定こども園の認定等の要件を定める条例の一部を改正する条例制定の
件

西宮市認定こども園の認定等の要件を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 17 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市認定こども園の認定等の要件を定める条例の一部を改正する条例

西宮市認定こども園の認定等の要件を定める条例（平成 30 年西宮市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条を第 12 条とし、第 10 条の次に次の 1 条を加える。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第 11 条 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。

2 認定こども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項の規定による子どもの所在の確認（子どもの降車の

際の確認に限る。)を行わなければならない。

付 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第11条第2項の規定の適用については、認定こども園において、同項の自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備えること及びこれを用いて同項の所在の確認を行うことにつき困難な事情があるときは、同項中「当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて」とあるのは、「ブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置の設置及び使用に代わる措置を講じて」とする。

(参考)

○提案理由

府令・省令の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため。

西宮市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 1 7 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

西宮市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年西宮市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 6 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずるよう」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう」に改める。

付 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなけれ

ば」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

(参考1)

○提案理由

省令の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため。

(参考2)

○西宮市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に
関する基準を定める条例（現行抄）

（衛生管理等）

第13条

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

西宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 1 7 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例

西宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
(平成 2 6 年西宮市条例第 1 3 号) の一部を次のように改正する。

第 2 6 条を次のように改める。

第 2 6 条 削除

付 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(参考 1)

○提案理由

府令の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため。

(参考 2)

**○西宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育
事業の運営に関する基準を定める条例（現行抄）**

（懲戒に係る権限の濫用禁止）

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長である特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

西宮市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 17 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市手数料条例の一部を改正する条例

西宮市手数料条例（平成 11 年西宮市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 52 号の次に次の 1 号を加える。

(5202) 建築基準法第 52 条第 6 項第 3 号の規定に基づく建築物の容積率に関する認定
の申請に対する審査 容積率不算入に係る認定申請手数料 27,000 円

別表第 1 第 57 号中「第 55 条第 3 項各号」を「第 55 条第 3 項又は第 4 項各号」に改
め、同表第 59 号の次に次の 1 号を加える。

(5902) 建築基準法第 58 条第 2 項の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する
審査 高度地区における建築物の高さの許可申請手数料 160,000 円

別表第 1 第 178 号の 2 を次のように改める。

(17802) 介護保険法第 115 条の 4 第 3 項第 3 号の規定に基づく地域支援事業として
行う見守りホットライン事業に係るサービスの提供 見守りホットライン事業利用手
数料

ア 固定型装置に係るもの 1 月につき 1,100 円

イ 携帯型装置に係るもの 1 月につき 1,500 円

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(参考1)

○提案理由

建築基準法の改正等に伴い、所要の規定の整備を行うため。

(参考2)

○西宮市手数料条例（現行抄）

別表第1（第2条関係）

(57) 建築基準法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査 建築物の高さの許可申請手数料 160,000円

(17802) 介護保険法第115条の4第3項第3号の規定に基づく地域支援事業として行う見守りホットライン事業に係るサービスの提供 見守りホットライン事業利用手数料 1月につき1,100円

令和5年度包括外部監査契約締結の件

下記のとおり包括外部監査契約を締結する。

令和5年2月17日提出

西宮市長 石井 登志郎

記

1 契約の目的

当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

2 契約の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 契約の金額

1,200万円を上限とする額

4 費用の支払方法

監査の結果に関する報告提出後に一括払い。ただし、契約の相手方から請求があった場合は別途協議する。

5 契約の相手方

住所 ****

氏名 中原 純一

資格 公認会計士

(参考)

○地方自治法

(包括外部監査契約の締結)

第252条の36 次に掲げる普通地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(1) 都道府県

(2) 政令で定める市

債権の放棄の件

下記のとおり債権を放棄する。

令和5年2月17日提出

西宮市長 石井 登志郎

記

放棄する債権

阪神・淡路大震災により被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し西宮市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年西宮市条例第12号）第10条第1項の規定により本市が貸付けを行った総件数が8,934件で総額が20,355,060,000円の災害援護資金（以下「本件貸付金」という。）に関し、今後も償還が困難であること、及び被災者の生活再建というこの事業の本来の目的に鑑み、次に掲げる債権を放棄する。

内 容	総額（令和4年12月31日現在）
本件貸付金のうち未償還のものに係る債権 （126件）	187,247,210円
本件貸付金について未償還のものに生じた 利息に係る債権（126件）	13,312,900円

なお、債権の件数と総額については、議決日現在の件数と総額による。

(参考)

○提案理由

権利を放棄するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

訴 え 提 起 の 件

下記のとおり訴えを提起する。

令和5年2月17日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 訴えの事件名

市営住宅等明渡し等請求事件

2 訴えの相手方

(1) * * * * *

* * * *

(2) * * * * *

* * * *

(3) * * * * *

* * * *

(4) * * * * *

* * * *

(5) * * * * *

* * * *

(6) * * * * *

* * * *

(7) *

* * * *

(8) ****

* * * *

(9) ****

* * **

(10) ****

* * * *

(11) **** ****

* * **

(12) ****

* * * *

(13) ****

* * * *

(14) **** ****

* * * *

(15) ****

* * **

(16) **** **** ****

**** ****

(17) **** ****

* * * *

3 訴えの趣旨

(1) 次に掲げる市営住宅の明渡しを求める。

ア 相手方(1)から(2)までにあつては当該住所地の市営住宅

イ 相手方(3)から(4)までにあつては****

ウ 相手方(5)から(7)までにあつては****

エ 相手方(8)から(9)までにあつては****

オ 相手方(10)にあつては****

カ 相手方(11)から(12)までにあつては****

キ 相手方(13)から(14)までにあつては*****

ク 相手方(15)にあつては*****

ケ 相手方(16)にあつては*****

コ 相手方(17)にあつては*****、*****

(2) 相手方(1)から(2)まで、(5)から(7)まで、(10)から(12)まで、(16)から(17)までにあつては滞納家賃の支払及び家賃相当損害金の支払いを、相手方(1)から(2)までにあつては加えて延滞金の支払いを求める。相手方(3)から(4)まで、(8)から(9)まで、(13)から(15)までにあつては家賃相当損害金の支払いを求める。相手方(17)にあつては、駐車場相当損害金の支払いを求める。

(3) 相手方(1)から(2)までにあつては滞納家賃等の全額を支払い、以後の家賃を滞納せずに支払うと申し出た場合、この項(1)及び(2)の規定にかかわらず、市は当該市営住宅を対象とした訴え提起前の和解を申し立てることができる。

4 訴訟方法等

控訴、上告、和解、調停その他本件処理に関する事項は、市長に一任する。

(参考)

○訴えを提起する理由

市営住宅の入居者である相手方(1)から(2)までにあつては家賃を長期にわたり滞納し、市の催告にもかかわらずこれに応じないため、相手方(3)から(17)までにあつては市営住宅等を不正に使用し、市の明渡し請求にもかかわらずこれに応じないため、訴えを提起するものである。

損害賠償の額の決定の件

下記のとおり損害賠償の額の決定をする。

令和5年2月17日提出

西宮市長 石井 登志郎

記

1 相手方

2 事件の概要

令和3年1月12日午後5時50分頃、西宮市上甲子園2丁目12-20先市道西第386号線において、相手方の被保険者が歩道を歩行していたところ、進行方向に転落防止措置が講じられていなかったため水路に転落し、負傷した事故について、相手方が医療機関に支払った保険者負担額を市に求償したもの。

3 損害賠償の額

市は、相手方に対し、相手方が医療機関に支払った保険者負担額（金1,934,032円）のうち、市の過失割合（90パーセント）に応じた額である金1,740,629円を負担する。

工事請負契約変更の件

令和4年9月16日議決を得た工事請負契約変更の件中、契約金額を下記のとおり変更する。

令和5年2月17日提出

西宮市長 石井 登志郎

記

議決番号	変更事項
議決第604号	契約金額「金625,183,044円」を「金637,482,841円」に変更する。

(参考)

- 1 変更理由 山留施工時及び杭施工時における地中障害物の撤去及び地中障害物による土留めの変更等に対応するため。
- 2 原契約の目的 津門保育所・津門児童館改築工事
- 3 契約の相手方 西宮市高松町20番21号
松田・シババヤシ 特定建設工事共同企業体
- 4 工期 令和4年3月18日から令和5年9月29日まで

工事請負契約変更の件

令和4年7月7日議決を得た工事請負契約締結の件中、契約金額を下記のとおり変更する。

令和5年2月17日提出

西宮市長 石井 登志郎

記

議決番号	変更事項
議決第587号	契約金額「金1,306,800,000円」を「金1,332,664,402円」に変更する。

(参考)

- 1 変更理由 令和4年3月適用の労務単価等に係る特例措置の適用、及び体育館棟・給食室棟の外壁改修工事等の補修数量の増加に伴い工事費を増額する必要が生じたため。
- 2 原契約の目的 段上小学校大規模改修他工事
- 3 契約の相手方 西宮市高松町20番21号
松田・日光 特定建設工事共同企業体
- 4 工期 令和4年7月8日から令和6年1月31日まで

工事請負契約変更の件

令和4年7月7日議決を得た工事請負契約締結の件中、契約金額を下記のとおり変更する。

令和5年2月17日提出

西宮市長 石井 登志郎

記

議決番号	変更事項
議決第588号	契約金額「金3,216,400,000円」を「金3,259,223,000円」に変更する。

(参考)

- 1 変更理由 令和4年3月適用の労務単価等に係る特例措置の適用、及び防火設備に関連した設計内容の変更、事前調査困難箇所や不可視部分の石綿除去等に伴い工事費を増額する必要が生じたため。
- 2 原契約の目的 瓦木中学校校舎改築他工事
- 3 契約の相手方 西宮市池田町12番20号
新井組・安武建設 特定建設工事共同企業体
- 4 工期 令和4年7月8日から令和8年1月30日まで

処 分 報 告 の 件

下記の事件について専決処分したので報告し、承認を求める。

令和5年2月17日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

専決第43号

和解の件専決処分書

下記のとおり和解する。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年1月16日専決

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 相手方

* * * *****

2 事件の概要

令和3年1月12日午後5時50分頃、西宮市上甲子園2丁目12-20先市道西第386号線において、相手方が歩道を歩行していたところ、進行方向に転落防止措置が講じられていなかったため水路に転落し、負傷したものの。

3 和解の要旨

- (1) 市は、相手方に対し、治療費等の損害額（金11,329,399円）の約90パーセント（金10,200,000円）を支払う。
- (2) 当事者双方は、本件事故に関し、本和解条項以外相互に何らの債権債務がないことを確認する。

処 分 報 告 の 件

下記の事件について専決処分したので報告する。

令和5年2月17日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項の指定に基づき、次の事件を専決処分する。

専決第33号	令和4年10月26日
専決第34号	令和4年10月26日
専決第35号	令和4年11月7日
専決第36号	令和4年11月8日
専決第37号	令和4年11月14日
専決第38号	令和4年11月18日
専決第39号	令和4年12月2日
専決第40号	令和4年12月9日
専決第41号	令和4年12月16日
専決第42号	令和5年1月11日

調停に係る専決処分（指定事項第1号該当）

専決年月日	令和4年11月18日
専決番号	第38号
相手方	***** * * * *****
事件の概要	令和3年6月7日午後3時30分頃、西宮市若草町1丁目8-10先市道幹第5号線において、相手方車両（自転車）が走行していたところ、歩道上に設置されていた藤棚の木の枝が張り出していたためこれに接触して転倒し、相手方が負傷するとともに相手方眼鏡等が破損したもの。
調停の要旨	市は、相手方に対し、50,000円を支払う。

損害賠償の額の決定に係る専決処分（指定事項第2号該当）

専決年月日	令和4年10月26日
専決番号	第33号
相手方	***** *****
事件の概要	令和4年9月15日午後3時頃、西宮市平木町7先市道西第664号線において、停車していた相手方車両（コンクリートミキサー車）が発進しようとしたところ、道路が陥没し、当該車両が破損したものの。
損害賠償の額	車両修理費等 581,306円

専決年月日	令和4年10月26日
専決番号	第34号
相手方	***** *****
事件の概要	令和4年9月15日午後3時頃、西宮市平木町7先市道西第664号線において、停車していた車両（コンクリートミキサー車）が発進しようとしたところ、道路が陥没し、当該車両がはまったことにより走行できなくなったため、当該車両に搭載されていた相手方生コンクリートが時間経過により使用できなくなったもの。
損害賠償の額	生コンクリートの時価相当額 113,050円

専決年月日	令和4年11月7日
専決番号	第35号
相手方	***** ****
事件の概要	令和4年9月28日午前10時15分頃、西宮市樋之池町21-29において、北夙川消防分署の職員が相手方建物の立入検査をしていたところ、誤って相手方消火器を噴射したものの。
損害賠償の額	消火器の時価相当額 5,280円

専決年月日	令和4年11月8日
専決番号	第36号
相手方	***** ***** ****
事件の概要	令和4年8月25日午後1時20分頃、西宮市高須町2丁目27において、美化第2課の車両（貨物車）が後進したところ、相手方バリカーに接触し、これを破損したものの。
損害賠償の額	バリカー修理費 60,060円

専決年月日	令和4年11月14日
専決番号	第37号
相手方	***** ****
事件の概要	令和4年1月19日午前10時頃、西宮市下大市東町32-18先において、美化第2課の車両（貨物車）が走行していたところ、停車していた相手方車両（軽貨物車）に接触し、これを破損したものの。
損害賠償の額	車両修理費等 126,852円

専決年月日	令和4年12月2日
専決番号	第39号
相手方	***** * * *
事件の概要	令和4年10月13日午前9時5分頃、***** において、美化第3課の車両（貨物車）が後進したところ、相手方外壁 に接触し、これを破損したもの。
損害賠償の額	外壁修理費 33,770円

専決年月日	令和4年12月9日
専決番号	第40号
相手方	***** * * * *
事件の概要	令和4年9月28日午前9時15分頃、***** **において、美化第3課の職員が草刈りをしていたところ、石が跳ね て駐車中の相手方車両（乗用車）に当たり、これを破損したもの。
損害賠償の額	車両修理費 497,079円

専決年月日	令和4年12月16日
専決番号	第41号
相手方	***** *****
事件の概要	令和4年11月15日午前11時35分頃、西宮市学文殿町2丁目6- 12において、高齢介護課の車両（軽乗用車）が後進したところ、相手 方看板に接触し、これを破損したもの。
損害賠償の額	看板修理費 239,580円

専決年月日	令和5年1月11日
専決番号	第42号
相手方	***** *****
事件の概要	令和4年10月29日午前9時55分頃、***** において、美化第2課の車両（貨物車）が相手方チェーンゲートのチェ ーンを引っ掛けたまま前進し、これを破損したもの。
損害賠償の額	チェーンゲート修理費 24,310円